

令和7年3月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	大寺町 (大寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域の農業用水は、昭和57年の圃場整備の際、取水場所を山中に求めたため、生活用水がほとんど圃場に入らない特異な用水経路となっており、真夏でも低温で豊富な谷水によっておいしいお米が栽培できる。また、圃場整備竣工時に、集落営農に取り組み、籾乾燥調整施設と水稻の共同利用組織を設立し、現在まで健全な経営を維持してきた。

しかし、近年は兼業農家として守ってきた圃場も高齢化等による担い手不足が進み、農業経営の維持が困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、それぞれの担い手が地の利、水の利を生かした安心・安全なおいしいお米として、自家栽培、有機栽培及びプレミアム栽培など杉野米のブランド化による付加価値の高い農業経営を目指している。今後も農業の効率化と担い手の支援を見据えた地域農業施設・機械を一体化した経営組織の構築を進めるとともに杉野米のブランド化を地域を挙げて取り組み、杉野地域の農業経営を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積・集約を目指すとともに、耕作放棄地が増加しないよう、将来法人化を見据えた営農組織で受託を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化等に伴い離農や経営規模を縮小する農家の農地について、農地中間管理機構を通じて、中心となる担い手へ集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、中山間地域農業農村整備計画に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--